

議案第79号

芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中一部改正の件  
芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和8年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第32条中「月額300,000円」を「月額335,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説 明

昨今の社会経済状況に鑑み、外国青年として任用する英語指導助手の報酬を改定しようとするものであります。

芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(外国青年の給料)</p> <p>第32条 第4条から第6条までの規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員のうち、外国青年として任用されるものの給料については、<u>月額335,000円</u>の給料を支給する。</p> <p><b>附 則</b>  <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(外国青年の給料)</p> <p>第32条 第4条から第6条までの規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員のうち、外国青年として任用されるものの給料については、<u>月額300,000円</u>の給料を支給する。</p>